

## 空き家媒介手数料補助金のご案内

空き家バンク物件の売買契約を締結した方に対し、媒介手数料の一部を補助します。

最大 10万円 補助率 1/2

【補助対象者（市バンク物件取引者、契約を締結した個人に限る）】（①②のいずれかに該当し、③～⑥を満たす方）

- ① **バンク利用者** 大洲市空き家バンク物件を購入する利用登録者  
※成約した物件に居住しない場合は対象になりません。
- ② **バンク所有者** 大洲市空き家バンクに物件を登録する所有登録者  
※転売、転貸等を目的とした契約は対象になりません。

- ③購入する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
- ④市税等の滞納がない。
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑥暴力団員等ではない。

### <参考>

媒介手数料（仲介手数料）とは、不動産の売買または賃貸借契約の際、仲介をした不動産業者（宅地建物取引業者）に支払う手数料（報酬）です。手数料の額は、国土交通省告示でその上限額が定められています。

（速算式）別途消費税がかかります。

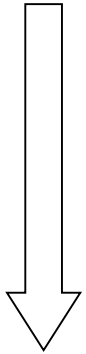
売買物件	売主
	売買価格が 400 万円以下の場合・・・18万円
	売買価格が 400 万円を超える場合・・・3%+6万円
	買主
	売買価格が 200 万円以下の場合・・・5%
	売買価格が 200 万円を超え 400 万円以下の場合・・・4%+2万円
	売買価格が 400 万円を超える場合・・・3%+6万円

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター（大洲市役所 5 階）  
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1  
☎ 0893-57-9989 ☒ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp

【手続きの流れ】

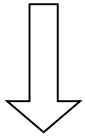
①と③を同時に行う場合があります。

①事業計画認定申請 【申請者】 売買契約締結日から**60日以内**に、次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-4）
- 承諾書（別紙2-3）
- 媒介契約書の写し（所有登録者）
- 売買契約書の写し
- 世帯全員分（所有者は申請者分）の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）

②認定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

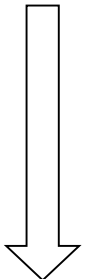


※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③補助金交付申請 【申請者】 次の書類を提出してください。

(事業実績報告)



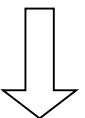
- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-4）
- 誓約書（別紙6）
- 手数料の領収書の写し
- 世帯全員の住民票の写し（利用登録者）

④交付決定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。



○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑤請求 【申請者】 次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑥補助金の交付 【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター

☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp